

上尾市 小中一貫教育基本方針 【素案】



令和5年1月
上尾市教育委員会



目次

1 方針策定の背景及び目的	p. 2
(1) 方針策定の背景	
ア 小中一貫教育が求められる背景	
イ 小中連携教育が進められてきた背景	
ウ 小中一貫教育に関する国の動向	
エ 上尾市における小学校から中学校への接続の課題	
オ 上尾市におけるこれまでの小中連携の取組と課題	
カ 「第3期上尾市教育振興基本計画」における「各学校種間の連携や小中一貫に向けた教育の推進」	
キ 「子供たちのための新しい学校づくりに関するアンケート」より	
(2) 方針策定の目的	
2 上尾市小中一貫教育基本方針	p. 12
(1) 上尾市の小中一貫教育の目的	
(2) 上尾市小中一貫教育基本方針	
(3) 小中一貫教育の実施により期待される効果	
3 小中一貫教育の推進体制	p. 15
(1) 全小・中学校における推進体制の構築	
ア 各中学校区における推進体制の構築	
イ 中学校区一覧	
(2) 上尾市全体で進める小中一貫教育	
ア 全小・中学校で推進する取組	
イ 各中学校区の特色を生かした取組	
(3) 上尾市教育委員会の取組	
4 小中一貫教育の評価・検証	p. 19
(1) 学校評価の活用	
(2) 学校運営協議会での熟議等の活用	
5 立地に応じた小中一貫教育	p. 20

1 方針策定の背景及び目的

(1) 方針策定の背景

ア 小中一貫教育が求められる背景

(出典:文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」(平成28年12月))

平成17年に、中央教育審議会は「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」において、現在の社会情勢の中で求められる新たな義務教育の姿を示した。これを受け、平成18年に教育基本法が改正され、第5条第2項に「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」という義務教育の目的が定められ、続く平成19年の学校教育法の改正においても、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設(第21条)された。

その後、文部科学省が発行した学習指導要領(平成20年告示)においても、小学校学習指導要領の巻末に参考として中学校学習指導要領の全文が掲載され、中学校学習指導要領の巻末にも参考として小学校学習指導要領の全文が掲載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられた。また、教科書においても、小・中学校の連携を強化する観点から様々な工夫が講じられているものもある。

子供たちは小学校1年生から中学校3年生までの義務教育9年間の中で、日々の学習を積み上げて成長していくが、例えば、

- ・小学校低学年の教員は、中学校での学習や子供たちが中学校を卒業するときの姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか
- ・中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまずいて今の子供たちの姿があるのかを知った上で指導に当たっているのか

といった問いに向き合い、目の前の子供たちの課題に応じた対応を模索することが、前述の法令上の要請と相まって、重要性を増してきた。

このような状況がある中、小学校と中学校が共に義務教育を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が増加してきた側面があると言える。

平成26年2月発行の埼玉県教育委員会「小中一貫教育推進ガイド」では、小中一貫教育が求められる背景を次のようにまとめている。



埼玉県教育委員会
「小中一貫教育推進ガイド」
(平成26年2月)

1 小中一貫教育が求められる背景

(1) 小・中学校での指導の違い

小学校から中学校に進学する際の接続が円滑に行われていないことが考えられる。

⇒ 原因として、小・中学校間の接続期における学習指導、生徒指導の違いが考えられる。

(2) 児童生徒の身体的発達のみ早まり

児童生徒の発達について、6-3制が導入された昭和20年代前半と比較すると、例えば、平成22年のある学年の児童生徒の平均身長は、昭和23年当時の2、3年上級学年の児童生徒の身長に相当するなど、身体的発達が2、3年早まっている傾向が見られる。

2 全国的に見られる課題

児童が小学校から中学校へ進学する際に、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、いじめや不登校等が増加するいわゆる「中1ギャップ」が指摘されることがある。

文部科学省の調査では「学習上の悩み」として「上手な勉強の仕方がわからない」と回答する児童生徒数や「暴力行為の加害児童生徒数」「いじめの認知件数」「不登校児童生徒数」が中学校1年生で大幅に増える実態が明らかになっている。

また、各種の調査によると、「授業の理解度」「教科や活動の時間の好き嫌い」について、中学生になると肯定的な回答をする生徒の割合が下がる傾向にある。

3 埼玉県に見られる課題

埼玉県においても、全国的な状況と同様に、中学校進学に伴う学習環境の変化や人間関係の多様化により、生徒がとまどいや不安を感じ学校生活に適應できないケースが見られる。

(1) 学習意欲の低下

小学校時代は高かった学習意欲が中学校進学後に低下する傾向がある。小学校段階から中学校での学習を見据えた教育を進めることで、学習への関心や意欲を低下させることなく子供たちの学びを継続することが求められている。

(2) いわゆる「中1ギャップ」

小学校から中学校に進学する段階において、不登校の児童生徒の割合が増加傾向にある。増加の理由として、中学校進学後は、学級や部活動における人間関係等の変化が大きく、子供たちの心理的不安が高まるためと考えられる。小学校段階から中学校の様子を知り、中学校進学への不安を減らす等の改善が求められている。

イ 小中連携教育が進められてきた背景

小中連携教育は、文部科学省が平成28年に発行した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」において、以下のように定義されている。

【小中連携教育】

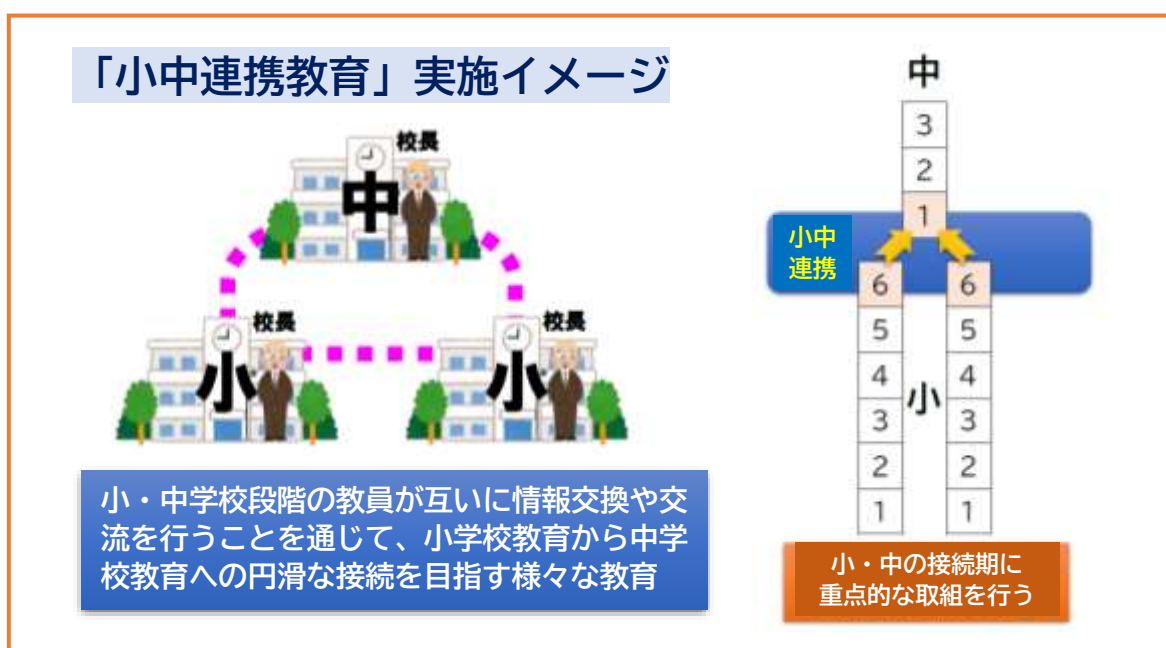
小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

一般的に、小・中学校の間には、児童生徒の学習や学校生活、教職員の指導体制や指導方法など、様々な違い（学習内容・指導体制・定期試験や部活動の有無等）が存在している。

もとより、小・中学校段階での指導に、発達の段階に応じた独自性があることは当然である。また、将来の進学や就職、転職などの大きな環境の変化を念頭に置いた場合、適度の段差が小・中学校間に存在することの意義や教育効果も大きいものと考えられる。

しかし、小学校から中学校への進学時の新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、小・中学校の違いに柔軟に対応することができず、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等（いわゆる「中1ギャップ」）も発生している。

上記の課題に対し、小・中の接続期に重点的な取組を行い、中学校入学前に学習や生活について見通しをもつことができるようにする小中連携教育が取り入れられてきた背景がある。



ウ 小中一貫教育に関する国の動向

○教育基本法の改正（平成18年）・学校教育法の改正（平成19年）

⇒ 小学校・中学校を通じた義務教育9年間の教育の目的・目標が新設

★小学校教育と中学校教育で育まれる児童生徒の資質・能力を意識的につなげていくことが求められる。

○中央教育審議会答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」（平成26年）

⇒ ★「小中一貫教育の制度化」や「小中一貫教育の取組の質の向上を図るための方策」を国が総合的に講じていく必要性が示される。

○学校教育法・学校教育法施行規則改正（平成27年）

⇒ ★小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校種として制度化される。

★既存の小・中学校において義務教育学校に準じて小中一貫教育を行う「小学校併設型中学校」及び「中学校併設型小学校」が位置付けられ、国の制度に基づき小中一貫校を設置できるようになる。

○幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園・保育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

⇒ ★「学校段階等間の接続」が新たに記載され、子供が社会で生きて働く資質・能力を学校教育等で確実に身に付けるために、学校段階間の接続を図る重要性が記載されていることから、校種間の連続性を意識した教育活動を行うことが一層求められる。

○中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和3年）

⇒ 「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」

★新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要があると示される。

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務
- 義務教育9年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要
- 児童生徒が多様化した学校が様々な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底

(2) 教育課程の在り方

- ①学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策
- ・新学習指導要領で整理された資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要であり、ICT環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが重要
 - ・児童生徒の発達の段階を考慮し、各教科等の特徴を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成・充実を図る
 - ・小学校高学年への教科担任制の導入、学校段階間の連携強化、外部人材の配置や研修の導入等が必要
 - ・発達の段階にかかわらず、児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ばしていくことができるよう環境を整えていくことも重要
 - ・各学校段階を通した学びに向かう力の育成、キャリア教育の充実
- ②補充的・発展的な学習指導について
- ア 補充的・発展的な学習指導
- ・指導方法等を工夫した補充的な学習や学習内容の理解を深め広げる発展的な学習を取り入れる
 - ・必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導
- イ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導
- ・知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、学校外の学びへ児童生徒をつないでいくことなど、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施
- ③カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進
- ・各学校や地域の実態を踏まえ、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施
 - ・各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確化するとともに、総枠としての授業時数は引き続き確保した上で、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける

(3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

- ① 小学校高学年からの教科担任制の導入（令和4（2022）年度を目途）
- ・義務教育9年間を見通した指導体制の構築、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導の充実、教師の負担軽減等
 - ・新たに専科指導の対象とすべき教科（例えば外国語・理科・算数）や学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方の検討、小中学校の連携促進
 - ・専門性担保方策や人材確保方策と併せ、必要な教員定数の確保に向けて検討
- ② 義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方
- ・小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例を設け、両方の免許取得を促進
 - ・小学校免許を有する者が、小学校で専科教員として勤務した経験を踏まえて小学校免許を取得できるような制度を弾力化

(4) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

- ① 不登校児童生徒への対応
- ・SC・SSWの配置時間等の充実による相談体制の整備、教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進、教育委員会・学校とフリースクール等の民間の団体とが連携した取組の充実、自宅等でのICT活用等多様な教育機会の確保など、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援
 - ・児童生徒の支援ニーズの早期把握、校内別室における相談・指導体制の充実等の調査研究
- ② 義務教育未修了の学齢を經過した者等への対応
- ・全ての都道府県・指定都市における夜間中学の設置促進
 - ・専門人材の配置促進による夜間中学の教育活動の充実や受入れ生徒の拡大

(5) 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策

- 生涯を通じて心身共に健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成
- 養護教諭の適正配置、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携、学校保健情報の電子化
- 食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実、栄養教諭の配置促進

(6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

- 成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実、児童虐待防止に向けた関係機関との連携強化
- 学校だけでは対応が難しい、生徒指導上の課題との関連も指摘される背景や要因といった困難を抱える児童生徒への包括的な支援の在り方の検討、自殺予防の取組の推進等
- SC・SSWの配置時間等の充実、SNS等を活用した相談体制の全国展開などの教育相談体制の整備、スクールロイヤー等を活用した教育委員会における法務相談体制の整備
- 学校いじめ防止基本方針の実効化、いじめ等の状況に関するデータの活用促進、虐待の早期発見・通告、保護・自立支援を円滑に行うための学校における対応徹底や研修の実施等

（出典：文部科学省「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月））

エ 上尾市における小学校から中学校への接続の課題

小学校から中学校への進学に際し、児童生徒が新しい環境での学習や生活に不適應を起こす現象については、上尾市においても早急に改善に取り組むべき大きな課題である。

《上尾市における小中接続の課題（一例）》

◎「令和3年度 上尾市立小・中学校における学年別不登校児童生徒数」より

※上尾市教育センターによるまとめ

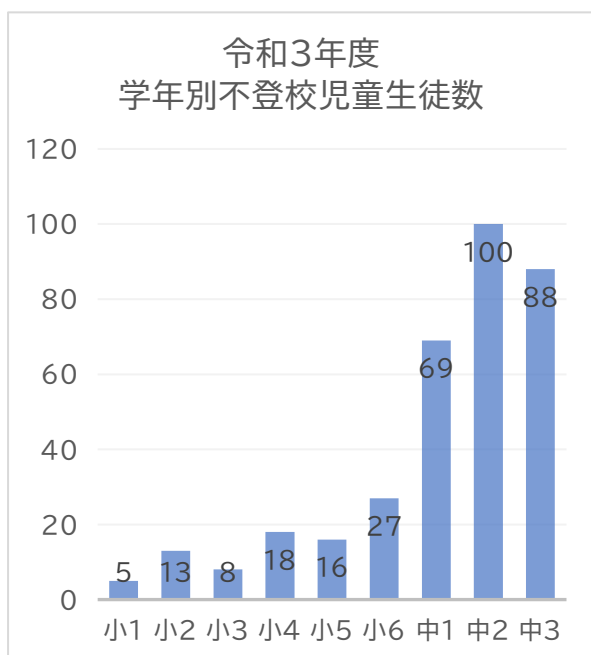
⇒ ▲不登校児童生徒数が中学校1年生で大幅に増加している。

◎「令和3年度 全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙結果」より

⇒ ▲「学校に行くのが楽しい」「自分で計画を立てて勉強している」「あきらめずにいろいろな方法で考える」等の項目において、中学生の肯定的回答が減少する傾向がある。

< 参 考 >

◎令和3年度 上尾市立小・中学校における
学年別不登校児童生徒数



◎令和3年度 全国学力・学習状況調査(上尾市)
児童生徒質問紙より（一部抜粋）

※肯定的回答をした児童生徒の割合

質問内容		小	中
1	学校に行くのは楽しいと思いますか。	90.3%	85.8%
2	家で自分で計画を立てて勉強をしていますか。 (学校の授業の予習や復習を含む)	75.6%	64.9%
3	算数/数学の勉強は好きですか。	68.9%	58.4%
4	算数/数学の問題の解き方が分からな いときは、あきらめずにいろいろな方 法を考えますか。	85.1%	80.4%
5	新型コロナウイルスの感染拡大で多く の学校が休校していた期間中、計画的 に学習を続けることができましたか。	69.2%	37.8%

オ 上尾市におけるこれまでの小中連携の取組と課題

上尾市においては、主に中学校区を基礎とした小中連携が図られている。また特別支援学級の交流会を行うなど、中学校区を越えた連携を図っている小・中学校もある。

上尾市教育委員会では、令和3年11月に、全上尾市立小・中学校を対象に「小中連携の実施状況調査」を実施し、主な小中連携の取組や連携の方法、小中連携の課題等について調査している。

【主な小中連携の取組】 ※「小中連携の実施状況調査」（令和3年11月実施）より

上尾市における小中連携の内容を大きく分類すると、下記のとおり分類することができる。

- ① 学習指導に関すること
- ② 生徒指導に関すること
- ③ 学校行事に関すること
- ④ PTA活動に関すること
- ⑤ その他

上記についてのそれぞれの詳細は、以下のとおりである。

① 学習指導に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ○中学校教員が小学校を訪問する出前（出張・体験）授業の実施 ○中学生による小学生に対する学習支援（長期休業中等において）の実施 ○小中合同の教職員研修会の開催（「学習指導」「生徒指導」に関する情報交換・グループ協議の実施）
② 生徒指導に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導連絡協議会の定期的（年2回）開催（生徒指導に関しての情報共有や情報交換） ○連携する小学校における中学生等による挨拶運動の実施 ○中学校教員による年度末の小学校授業参観の実施
③ 学校行事に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ○陸上教室や音楽鑑賞会、特別支援学級交流会などを通じた小中の交流 ○小学生による中学校の授業の様子や部活動の様子を参観する中学校訪問・見学会の実施
④ PTA活動に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ○小学校の除草活動への卒業生の参加
⑤ その他
<ul style="list-style-type: none"> ○小学校6年生の担任と中学校教員による情報交換 ○小学校6年生児童に対する中学校説明会の開催

※

小中連携に係る取組の写真を掲載する予定

※

小中連携に係る取組の写真を掲載する予定

【小中連携の主な課題】

※「小中連携の実施状況調査」（令和3年11月実施）より

- 日程調整が難しい。
- 連携の回数が少ない。
- 出前授業などでは、事前に打合せが必要である。また、一部の児童生徒のみの交流となってしまっている。
- 生徒指導連絡協議会が形骸化し、現時点の課題に即した取組の進化が図られていない。毎年同じ取組をただ繰り返している状況がある。
- 年に一度だけ設定しているような取組を行うだけでは、交流が浅いまま終わってしまう。
- 取組が形骸化し、小学校から中学校への円滑な接続を目指すという当初の目的意識が薄れてきている状況が見受けられる。

【 課題解決のために 】

★今後の上尾市においては・・・★

これまで各学校が推進してきた小中連携の取組を充実させ、
9年間を見通した系統性・連続性のある「小中一貫教育」
に取り組むことが必要

カ 「第3期上尾市教育振興基本計画」における「各学校種間の連携や小中一貫に向けた教育の推進」

令和3年3月に策定した「第3期上尾市教育振興基本計画」では、基本理念として「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」を掲げ、3つの基本方針「生きる力を育む」「絆を育む」「学ぶ喜びを育む」のもと、教育の振興に取り組んでいる。

上尾市が目指す教育を実現するためには、児童生徒一人一人が生涯にわたって学び続けるとともに、その資質・能力を一貫性・連続性のある教育によって育てていく必要がある。

「第3期上尾市教育振興基本計画」では、「目標Ⅰ 確かな学力の育成 施策 2 各学校種間の連携や小中一貫に向けた教育の推進」を掲げ、小中一貫を見据えた教育課程の編成や各学校種間の協力と連携を推進することとしている。

第2章 施策の展開 目標Ⅰ 確かな学力の育成

施策2 各学校種間の連携や小中一貫に向けた教育の推進

現状（課題）

- ① 小学校、中学校生活に適應できない「小1プロブレム」や「中1ギャップ」と呼ばれる進学に伴う新たな環境への不適應などの課題への対応が求められています。
- ② 幼稚園・保育所・保育園・認定こども園などから、小学校へ学びが円滑に接続されるよう、幼・保・小の更なる連携・交流が必要です。
- ③ 小学校から中学校への滑らかな接続のため、小中一貫教育の推進に取り組む必要があります。

主な取組

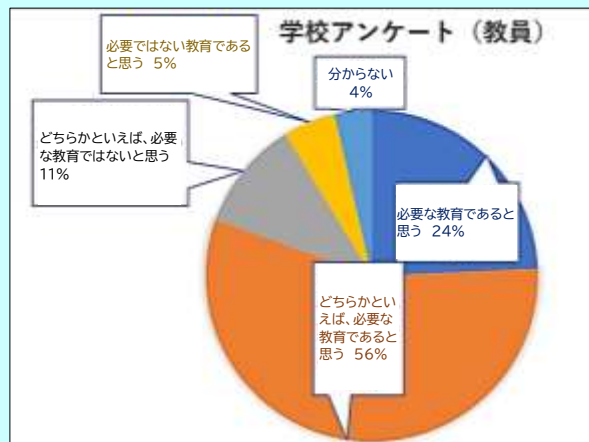
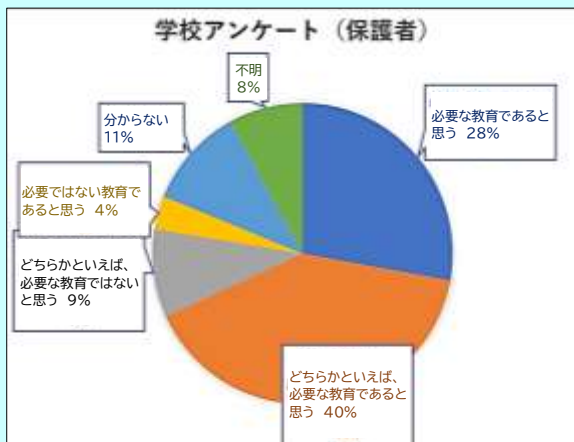
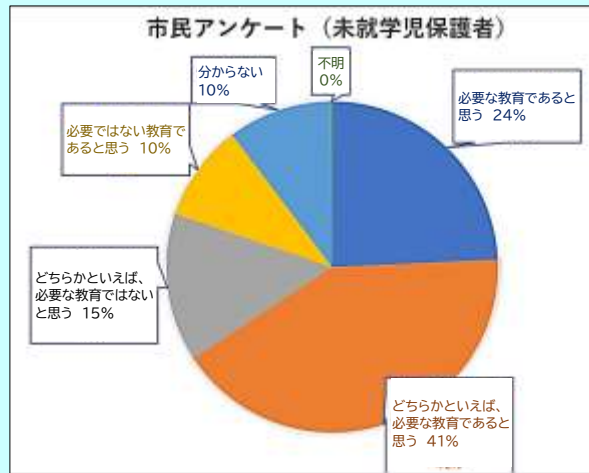
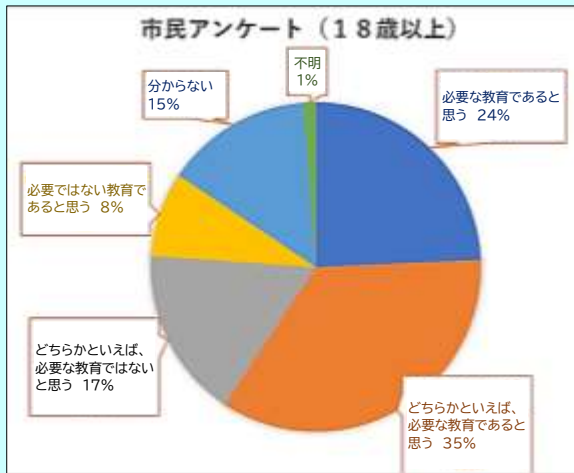
- 1 小中一貫を見据えた教育課程の編成
 - ① 小学校・中学校 9年間にわたる児童生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開するため、校種を超えた教職員・児童生徒の交流を図り、小学校・中学校の9か年を見据えた教育課程を編成します。
- 2 各学校種間の協力と連携の推進
 - ① 小1プロブレム、中1ギャップの解消や小学校から中学校への円滑な接続の為に、中学校区における異校種間の連絡会や研修会などを定期的に実施し、情報交換を通して共通理解を図ります。
 - ② 幼・保・小の学びの連続性について理解を深め、小学校が作成する「アップスタートカリキュラム for 2 weeks」を活用し、幼児教育とのスムーズな接続を図ります。
 - ③ 進路指導やキャリア教育、インクルーシブ教育の充実のため、高等学校や特別支援学校との交流・連携を推進します

（出典：上尾市教育委員会「第3期教育振興基本計画」（令和3年3月））

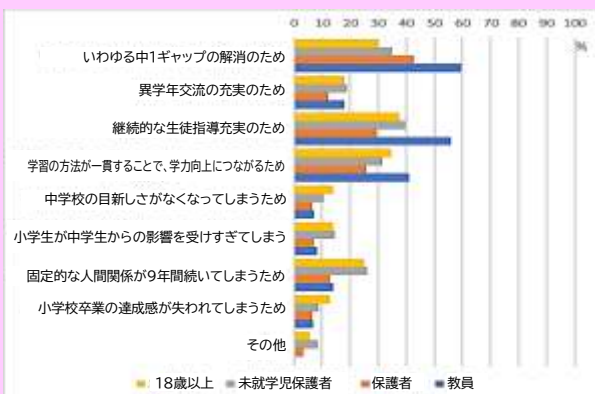
キ 「子供たちのための新しい学校づくりに関するアンケート」より

令和4年7月に「子供たちのための新しい学校づくりに関するアンケート」を実施した。市民アンケート及び保護者、教員を対象とした学校アンケートにおいては、小中一貫教育に関する質問を行っている。

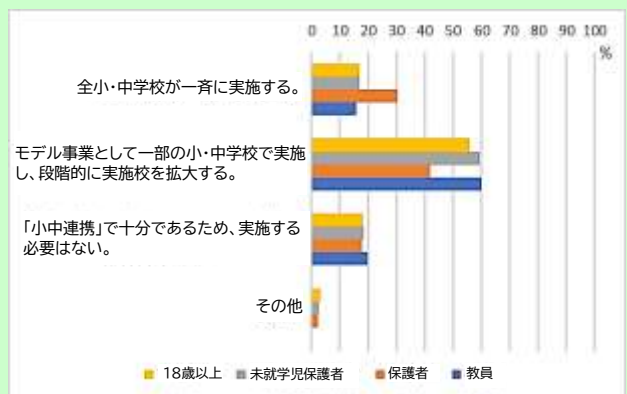
問1 小中一貫教育の取組を行うことについて、どのように思いますか。



問2 前問において、そのように回答した理由について、お考えに近いものを教えてください。



問3 本市において、小中一貫教育をどのように実施したら良いか、お考えに近いものを選択してください。



どの調査対象も、小中一貫教育は、「どちらかといえば、必要であると思う」が最も多く、次いで「必要であると思う」の順となった。理由についても、「いわゆる中1ギャップの解消のため」、「継続的な生徒指導充実のため」、「学習の方法が一貫することで、学力向上につながるため」が共通で挙げられている。

実施方法については、「モデル事業として一部の小中学校で実施し、段階的に実施校を拡大する」が最も多く選択されている。保護者については、「全小・中学校が一斉に実施する」についても多く選択されていた。

(2) 方針策定の目的

本方針は、国の動向やこれまで実施してきた上尾市の小中連携の成果と課題を踏まえ、小学校と中学校の9年間の系統性・連続性のある教育を推進するため、上尾市にふさわしい小中一貫教育についての基本的な考えを示すことを目的に策定するものである。



「連携」から「一貫」へ

～上尾市が目指す小中一貫教育のイメージ～



小中一貫教育の定義

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が目指す児童生徒像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

< これまで行われてきた「小中連携教育」 >

- 《取組例》
- ・入学前の部活動見学
 - ・中学校教員による出前授業
 - ・合同学校保健委員会
 - ・小中合同研修会
 - ・生徒指導連絡協議会
- 等

【 成 果 】

- ◎入学までの部活動見学等の実施により、「中学校の学習や学校生活に見通しをもてる児童」が増加した。
- ◎小・中学校間の情報交換の実施により、特別な支援を要する児童等に対するスムーズな進学をサポートにつながった。

【 課 題 】

- ▲小6と中1の接続に関する取組がほとんどである。
- ⇒ 小中連携の取組は、小学校と中学校を円滑に接続していくために行われているため、今日求められている9年間を見通した資質・能力の育成につながない。

「9年間を見通した系統性・連続性のある小中一貫教育」

2 上尾市小中一貫教育基本方針

(1) 上尾市の小中一貫教育の目的

**「9年間を見通した系統性・連続性のある小中一貫教育」を
充実させ、児童生徒の「生きる力」を育成する。**

～ 既存の小中連携の取組を生かして ～

(2) 上尾市小中一貫教育基本方針

①小中一貫教育に係る目標の設定

連携する小・中学校で「目指す児童生徒像」を共有し、「生きる力」の育成を図る。

まず、連携する小・中学校間で地域の児童生徒の状況について共通理解した上で、学校間での協議等を通じて、小・中学校9年間での「小中一貫教育目標」及び「目指す児童生徒像」を設定する。そして、「小中一貫教育目標」及び「目指す児童生徒像」の実現に向け、発達段階等に応じた指導内容などを工夫し実践する。

②学びの連続性を確保するための教育課程・指導形態の工夫・改善

教育課程の編成や指導方法などの改善を図り、「確かな学力」等の育成を目指す。

特に、連携する小・中学校の指導内容の「系統性」と「連続性」を意識した小中一貫カリキュラムの編成や指導・支援方法の統一を行う。

また、中学校教員による小学校での授業の実施や、小中合同での授業研究の実施等による、「9年間を見通した学習指導の充実」を図る。その中で、9年間を通した「学習の約束・ルール」等を設定し、小学校低学年から中学校進学に向けた一貫性のある指導を積み重ねることで、「主体的に学習に取り組む態度」等を高めていく。

③教育活動における連続性の確保

連携する小・中学校の児童生徒同士が、ともに活動する機会の充実等により、児童生徒の自己有用感を高めるとともに、教育活動における連続性を確保する。

小・中学校の各教員は、児童生徒の心が9年間でどのように発達するかについての理解を互いに深め、児童生徒が小・中学校を通じて、安心して学校生活を送ることができるよう支える手立てを講じる。

また、教育活動の連続性を確保することで、児童生徒の心に安心感を与えられるよう、連携する小・中学校の児童生徒による交流活動を実施するなど、小・中学校の学習・生活の円滑な接続に向けた取組を推進する。

④教職員間による連携・協働

小・中学校の教職員間による連携・協働を深めていく。

これまで行われてきた小中連携は、小学校と中学校の接続期に特化し、つなぎ目を橋渡しすることで、児童生徒が安心して進学できるようにする取組がほとんどであった。今後は、その小中連携の取組を基にしながら、確かな学力の定着や生徒指導上の課題解決等につなげるため、これまで以上に小学校と中学校の教職員が連携を密にし、協働的に教育活動を進めていく視点に立ち、小中一貫した指導方法や行事等の企画・立案とその実現に向けた具体的な取組を推進する。

例えば、連携する小・中学校の教員で構成された合同部会等を設定し、児童生徒の実態把握や教育活動の充実に向けた改善策等を共有するなどして、日々の教育活動に反映できるようにする。

⑤家庭・地域との連携・協力

家庭や地域との連携・協力をより一層推進する。

児童生徒は、学校と家庭を行き来しながら成長するため、家庭で児童生徒を支える保護者や、様々な機会を通じて児童生徒と関わる地域の方々と、上尾市の学校教育や各校で目指している教育について共通理解を図り、目指す方向性を共有していく必要がある。

例えば、小中一貫教育の取組について、保護者等への学校評価アンケートを実施するなどして、点検・改善を行う。

(3) 小中一貫教育の実施により期待される効果

前項に示した5つの視点から小中一貫教育を実施することにより、以下のような教育効果が期待できる。

① 学力の向上

義務教育9年間を見通し、児童生徒の発達に即した系統性、連続性のある指導や小学校と中学校の円滑な接続により、学習意欲の高揚が図られ、学力の向上が期待できる。

- ◎小・中学校の教育課程に関する相互理解を深めることによる、教科学習や特別活動、総合的な学習の時間等における系統的な教育の推進
- ◎教育目標や課題解決の方向性等の共有による、児童生徒に身に付けさせるべき資質・能力の着実な育成
- ◎小学校同士の連携による、複数の小学校から中学校に進学する校区における中学校への学びの円滑な接続

② 中学校進学に対する不安の解消や進学への期待感の高まり

小学校高学年段階から可能な範囲で教科担任制を取り入れたり、共通した学びのルールを設定したりすること等によって、中学校への接続が円滑になり、中学校進学に対する不安の解消や進学への期待感の高まりが期待できる。

- ◎児童生徒に関する情報の共有や、中学校入学時の綿密な引継ぎ等を行うことによる、児童生徒の実態に合ったきめ細かな指導の実現
- ◎小・中学校の各校種における指導方法等の良さを互いに取り入れた生徒指導の実現
- ◎連続性のある児童生徒の理解及び指導・支援によるいじめや不登校等、生徒指導上の課題の未然防止や解消

③ 教職員の指導力の向上

連携する小・中学校の各教職員が、中学校区の特性と課題を共有し、9年間で児童生徒を育てる意識をもって、教育活動を実践することにより、児童生徒理解や指導方法改善意欲の高まり等が期待できる。

- ◎小・中学校におけるそれぞれの教育内容、教育方法などを相互に理解し、小・中学校それぞれの良さを取り入れることによる教員の指導力の向上
- ◎小・中学校の教員が、打合せや小・中学校合同の研修会等を通じて、「顔の見える関係」「意見を交わせる関係」を築くことによる、学校同士の円滑な連携
- ◎小・中学校合同の研修会の開催等により、互いの学校の特長を理解し、それぞれの教職員がもつ長所を互いに生かした教育活動の充実

④ 開かれた学校による豊かな人間性や社会性の育成

連携する小・中学校（小中連携）や小学校同士（小小連携）による児童生徒の異年齢集団の連携や地域の方々との交流を通して、集団の中での自己有用感や自尊感情が高まり、コミュニケーション能力や規範意識などの社会性が育ち、人との関わりが広がることが期待できる。

- ◎地域行事などに小・中学生がボランティアとして運営に参画するなど、教育的な意義と地域のニーズが適合した、新たな関係づくりの促進がもたらす児童生徒のコミュニケーション能力の向上
- ◎中学校区単位の複数校の連携により、児童生徒を支える経験・見識が豊かな地域の人材が学校教育に関わることができる環境の実現
- ◎小・中学校のそれぞれがもつ組織等を見直し、学校、保護者、地域それぞれにとって実効的かつ効率的な運営の促進

3 小中一貫教育の推進体制

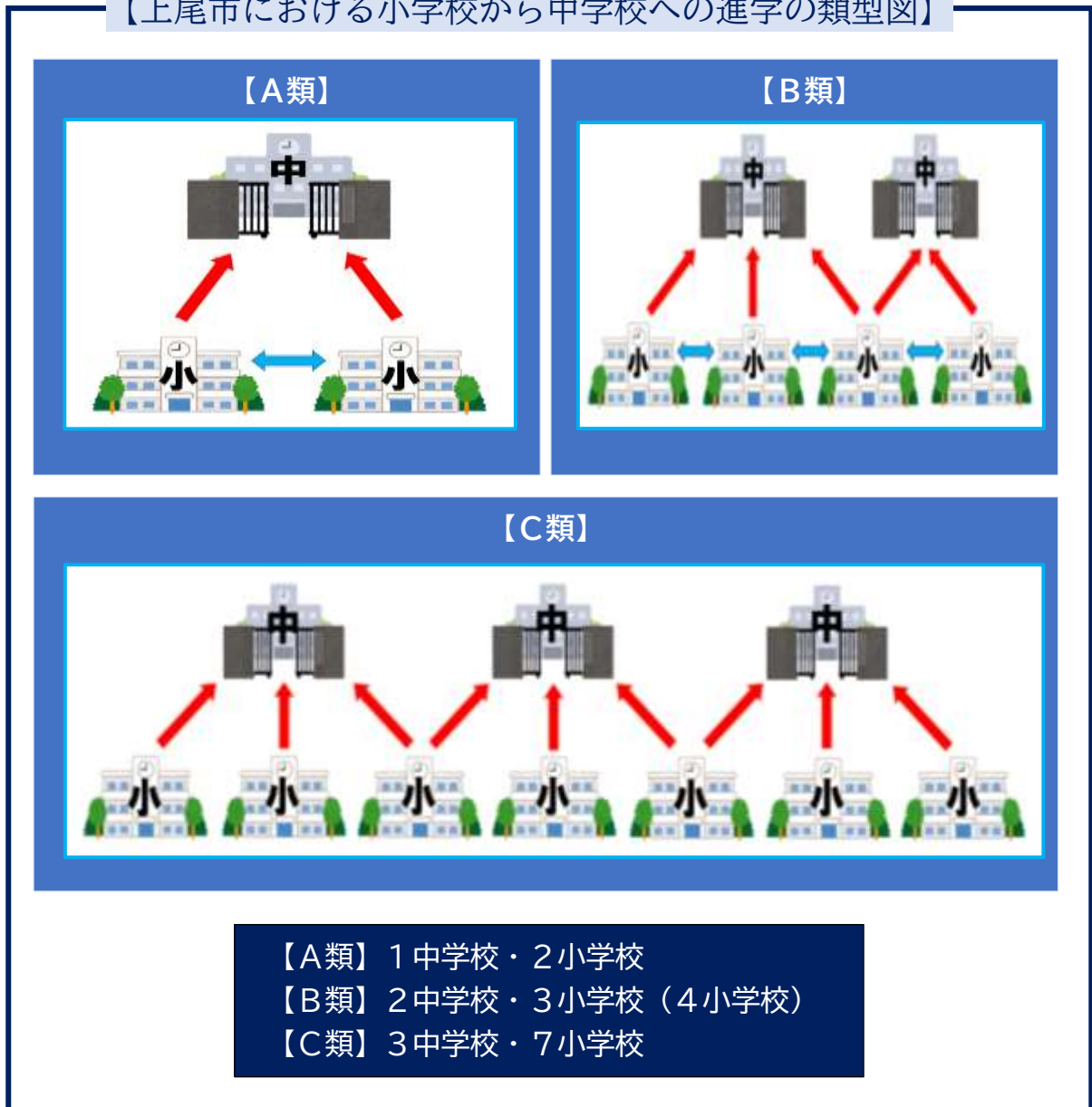
(1) 全小・中学校における推進体制の構築

ア 各中学校区における推進体制の構築

小中一貫教育の推進にあたっては、その中学校に進学する小学校と中学校からなる各中学校区を小中一貫教育の推進の基本単位とする。

なお、上尾市では、以下の図のように、1つの小学校から複数の中学校に分かれて進学する場合もある。そのような場合においては、関連する中学校間で連絡調整をしながら、交流ができるよう配慮する。そして、各小・中学校の教職員が互いの学習指導や児童生徒との関わり方の違いなどについて学び合うことで、児童生徒の9年間の系統性・連続性のある学びや育ちを保障する。

【上尾市における小学校から中学校への進学の類型図】



イ 中学校区一覧

小中一貫教育を推進する上での基本単位となる中学校区の編成については、全市での実施に向けて上尾市教育委員会が編成する。

①	上尾 中学校区（1中学校・3小学校）	上尾中・上尾小・中央小・東町小
②	太平 中学校区（1中学校・2小学校）	太平中・平方小・平方東小
③	大石 中学校区（1中学校・2小学校）	大石中・大石小・大石北小
④	原市 中学校区（1中学校・2小学校）	原市中・原市小・原市南小
⑤	上平 中学校区（1中学校・2小学校）	上平中・上平小・上平北小
⑥	西 中学校区（1中学校・2小学校）	西中・富士見小・西小
⑦	東 中学校区（1中学校・2小学校）	東中・東小・芝川小
⑧	大石南中学校区（1中学校・2小学校）	大石南中・大石南小・平方北小
⑨	瓦葺 中学校区（1中学校・2小学校）	瓦葺中・尾山台小・瓦葺小
⑩	南 中学校区（1中学校・2小学校）	南中・大谷小・鴨川小
⑪	大谷 中学校区（1中学校・1小学校）	大谷中・今泉小

（2）上尾市全体で進める小中一貫教育

ア 全小・中学校で推進する取組

上尾市で進める小中一貫教育では、「2 上尾市が目指す小中一貫教育（2）上尾市における『小中一貫教育』推進の視点」で示した5つの視点に基づき、連携する小・中学校において、具体的な取組を推進し、これまで行ってきた小中連携の取組を深化させる取組の充実、体系化を図っていく。また、推進に当たっては、地域や児童生徒の実態を踏まえて、創意工夫ある取組を進めていくが、これまで上尾市の全ての小・中学校において大切にしてきた教育活動を生かしながら、児童生徒に身に付けさせる資質・能力を系統的に育むことを重視する。

以上を踏まえ、学びと育ちの一貫性を重視し、全小・中学校で推進する取組として、以下の3つの柱を設定し、上尾市全体で進める小中一貫教育の実現を図る。

① 小中一貫教育に係る目標の設定

連携する小・中学校において、地域の児童生徒の状況について共通理解した上で、学校間での協議等を通じて、小・中学校9年間での「小中一貫教育目標」や「目指す児童生徒像」を設定する。

⇒ 連携する小・中学校がともに「目指す児童生徒像」の実現に向け、発達段階等に応じた指導内容などを工夫することで、「生きる力」の育成を図る。

② 発達の段階に応じた継続した児童生徒理解

小・中学校におけるそれぞれの指導方法の特性を教職員が相互に理解し、生徒指導、不登校へのきめ細かな支援等を充実させる。

⇒ 9年間の児童生徒の発達の段階に応じた指導を可能にし、校種を超えた児童生徒理解につなげることができるようにする。

③ 保護者・地域への啓発及び理解・共有の促進

児童生徒が中学校の卒業を迎えるまでに「どのような子供を育てていくか」という目指すべき姿を保護者や地域住民と共有する。

⇒ 小中一貫教育に係る教育課程に地域の特色を活かした効果的な小中一貫教育を推進していくことができるようにする。

イ 各中学校区の特色を生かした取組

「学びと育ちの一貫性」を重視した取組を共通の柱として、各中学校区で児童生徒の学びや育ちに関する課題等を共有するとともに、地域の実情に応じて、以下の内容についても検討し、各中学校区の特色を生かした小中一貫教育を推進する。

① 教育の計画に関すること

- 「9年間の系統性の視点」での教育課程の捉え直し
- 学力・学習状況、生活状況等の分析による課題の共有
- 学習や生活の手引き等の作成
- 小中合同教職員研修会の実施 等

② 授業や児童生徒の活動に関すること

- 相互乗り入れ授業の実施
- 児童生徒の合同活動などの実施
- 系統性・連続性のある特別支援教育
- ICT教育の充実 等

③ 保護者や地域との関わりに関すること

- 関係団体との会議等の見直し
- 地域の教育力・外部人材の活用
- 学校運営協議会の小中合同実施
- 小中PTA間の定期的交流 等

(3) 上尾市教育委員会の取組

小中一貫教育の推進に当たっては、教育委員会と学校、保護者及び地域が、その理念について共有するとともに、小中一貫教育に関する効果的な取組事例等に関する調査・研究を着実にを行うことが重要であることから、上尾市教育委員会として、以下の取組を柱として実施する。

① 小中一貫教育の理念等の周知

小中一貫教育の理念や、上尾市が目指す小中一貫教育の趣旨・内容について、各小・中学校に対して説明会や研修会等を通じて確実に周知し、全教職員が共通理解を図りながら着実な推進につなげていく。

また、保護者や地域に対してもリーフレットやホームページ等による周知を行い、学校と保護者、地域が一体となった取組を推進していけるようにする。

② 小中一貫教育推進組織の設置

「上尾市小中一貫教育基本方針」策定に伴い、小中一貫教育を推進する組織を設置し、上尾市教育委員会と各校が小中一貫教育の理念を共有するとともに、連携を密にしながら、これまで推進してきた小中連携の取組を深化させ、課題に即した実効性のある取組が、着実に推進されるよう協議を行う。

③ 小中一貫教育に関する研究委嘱の実施

上尾市魅力ある学校づくり事業に係る研究実践において、各中学校区を実施単位とした小中一貫教育に関する研究を積極的に推進し、「小中一貫教育研究モデル校」を指定するなど、小中一貫教育に関する効果的な取組事例等に関する調査・研究を行う。

4 小中一貫教育の評価・検証

小中一貫教育を推進し、さらに充実、発展させていくためには、各校における取組を「PDCAサイクル」に沿って進めていくことが大切である。そのうち、評価・検証については、客観的且つ適切に行うため、学校評価や学校運営協議会の熟議等によって行っていくことが考えられる。

(1) 学校評価の活用

①成果・課題の把握

各学校においては、児童生徒や教職員、保護者などのアンケートを基に学校評価を行っているが、このアンケートの中に、小中一貫教育についての設問を新たに追加し、取組の状況や成果、課題を把握する。

②検証

各中学校区で共通した小中一貫教育に関する評価項目を設け、連携する小・中学校の共通性や固有性を把握する。その中で、学びと育ちの連続性と系統性を踏まえた教育がなされているか、持続可能な小中一貫教育の仕組みが構築されているかなど、取組の検証を行うことができるようにする。

(2) 学校運営協議会での熟議等の活用

①成果・課題についての熟議

上記の学校評価の結果を基にするなどして、連携する小・中学校が学校運営協議会において、小中一貫教育の取組の方向性や成果・課題などについての熟議等を行うことで、多角的な評価を行うことができる。

②中学校区合同協議会

合同での会議の実施を積極的に検討し、ともに系統的な児童生徒の育ちについての評価を行うことも、小中一貫教育を進める上で効果的である。

5 立地に応じた小中一貫教育

上尾市は、市内の全小・中学校において、中学校区ごとの小・中学校の教職員が連携・協働して、児童生徒の9年間の学びと育ちを捉えた系統性・連続性のある取組を充実させていく小中一貫教育を進めていくこととする。

小中一貫教育の核は「義務教育9年間を見通した目標の設定とその目標の実現のための指導の一貫性」である。連携する小・中学校の教職員が、児童生徒の育ちと学びの実態と課題、それに応じた指導・支援等についての共通した理解と姿勢をもって、児童生徒の成長を9年間にわたって支え、繋いでいく。こうした指導・支援・取組といった「ソフト面」が核であり、そこに学びの場としての敷地や施設・設備といった「ハード面」が相まって、全体としての小中一貫教育が推進されていくものである。

また、小中一貫教育の推進において不可欠なことは、小・中学校の児童生徒及び教職員相互の理解を深め、交流を活発化させることである。そのためには、各小・中学校間における取組の開発や工夫改善等による充実が大きく求められる。

さらに、学校間の交流については、人的な移動を伴うことが多いことから、小・中学校間の距離が近いほど促進され、さらに、小・中学校の施設が一体化していると、交流は日常的なものとなり、小中一貫した教育のさらなる充実につながっていくという一面もある。

そこで、上尾市教育委員会では、市内各中学校区における小・中学校の立地状況が様々であることを踏まえ、まずは、それぞれにとって最適な「ソフト面」での充実を図っていく。また、それとともに、交流がより促進される学校施設の在り方やその立地等、「ハード面」についても、適宜検討をしていく。そして、義務教育9年間で1つの土壌とし、その上で、児童生徒が健やかでたくましく成長しながら、「生きる力」を身に付けていく理想的な小中一貫教育の実現を目指していく。

小中一貫教育の核は、

「義務教育9年間を見通した目標の設定とその目標の実現のための指導の一貫性」

である。

「小中一貫教育」は、

- ・小中の教員が連携を一層密にし、ともに児童生徒の9年間の学びや育ちをつなげること
- ・連携する小・中学校で児童生徒理解や指導方法について、共通の姿勢をもち、切れ目なく成長を支援することなどを目的に推進する。

「ハード面」のことでなく、「ソフト面」のこと

- ★連携する小・中学校が、「目指す児童生徒像」「具体的目標」「評価項目」「指標」等を共有し、協働する。

☆小中一貫教育は、児童生徒や教職員の相互の理解や交流を充実させることで、成果が生まれやすい。

市内各地域における小・中学校の立地状況等に合わせた
最適な小中一貫教育を行うことが肝要
児童生徒間、教職員間の距離を縮め、交流を活発にすることで
理想的な小中一貫教育を実現する

※資料

【小中一貫教育を実施する学校施設の分類】

一般的に小中一貫教育を実施する施設形態は下記のように分類される。

出典:文部科学省「報告書『小中一貫教育に適した学校施設の在り方について～子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～』(平成27年7月)」

① 施設一体型

- ・小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。
(小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっているものを含む)



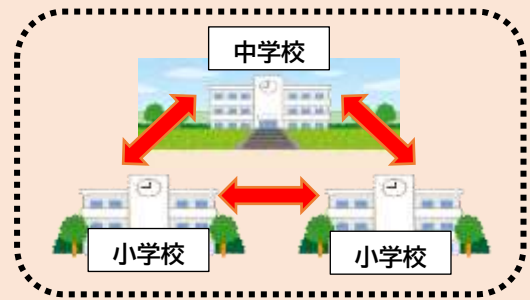
② 施設隣接型

- ・小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている



③ 施設分離型

- ・小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている



従って、小中一貫校とは、施設形態に関わらず、小中一貫教育を行っている学校のことである。また、義務教育学校とは、小中一貫教育を実施する学校であるが、小中一貫校が、小・中学校それぞれが組織上独立しているのに対して、義務教育学校は、1つの組織となっている。

【義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校】

出典:文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引(平成28年12月)」

① 義務教育学校

- ・新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、一つの教職員組織
- 修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)

校長(1人)

小中一貫型小学校・中学校

・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

**② 併設型小学校・中学校
(同一の設置者)**

A 中学校 校長
B 小学校 校長 C 小学校 校長

※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例
・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

**③ 連携型小学校・中学校
(異なる設置者)**

D 組合立E 中学校 校長
F 組合立G 小学校 校長

※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。